



## 消費税及び地方消費税の税率改正により

# 10月1日から使用料・手数料などが変わりました

10月1日から消費税及び地方消費税（以下、消費税）の税率が一部を除き10%に引き上げられました。これに伴い、市の使用料や手数料などが変わりました。

住民票や戸籍、税などに関する証明、交付、閲覧の手数料、市営住宅使用料などは非課税のためこれまでと変更ありません。

### 水道料金、下水道使用料など

水道料金、下水道使用料（農業・漁業集落排水施設使用料含む）などの消費税率が8%から10%になります。

消費税率は、原則として10月1日以降検針分の料金から10%となりますが、10月1日以前から継続して水道を利用している人には、次のような経過措置が適用されます。

**偶数月検針地域** 12月検針分の料金から10%が適用されます。

新浜町、東前町、魚河岸、浜町、天神町、大只越町、只越町、大町、大渡町、駒木町、港町、松原町、嬉石町、鈴子町、大平町、鶴住居町、片岸町、両石町、箱崎町、栗林町、橋野町



検針月	令和元年					令和2年
	8月	9月	10月	11月	12月	1月
10月検針分 (消費税率8%)	水道利用期間		●検針			
12月検針分 (消費税率10%)			水道利用期間		●検針	

**奇数月検針地域** 令和2年1月検針分の料金から10%が適用されます。

中妻町、千鳥町、八雲町、上中島町、源太沢町、新町、住吉町、礼ヶ口町、桜木町、小川町、甲子町、定内町、小佐野町、野田町、大字平田、唐丹町

検針月	令和元年					令和2年
	8月	9月	10月	11月	12月	1月
11月検針分 (消費税率8%)		水道利用期間		●検針		
1月検針分 (消費税率10%)				水道利用期間		●検針

問い合わせ 市水道事業所 ☎23-5881

### し尿処理手数料

基準	10月1日汲み取りから (新料金)	9月30日まで (旧料金)
180リットルまで	1,330円	1,300円
180リットルを超える場合、18リットルまでごとに加算される金額	133円	130円

問い合わせ 市環境課 リサイクル推進係 ☎27-8453

### 使用料が変わる施設など

- 市球技場、釜石鶴住居復興スタジアム、平田公園野球場、平田公園クラブハウス、市民交流センター、中妻体育館、昭和園クラブハウス、市営プール
- 釜石市民ホール、青葉ビル、小佐野コミュニティ会館、釜石物産センター、市営釜石ビル（事務所）、保健福祉センター
- 市営（復興）住宅駐車場、定住促進住宅駐車場、小白浜復興住宅併設店舗、大町復興住宅併設店舗、只越復興住宅併設店舗
- 都市公園、鈴子広場、大町広場
- 大石地域交流センター

※変更後の料金など、詳しくは各施設にご確認ください